学校法人滋賀学園 カスタマーハラスメントへの対応に関する基本方針

はじめに

令和8年10月1日に労働施策総合推進法が改正され、カスタマーハラスメント対策が事業主の義務となりました。学校法人滋賀学園（以下「本法人」という。）では、改正労働施策総合推進法や厚生労働省の指針および文部科学省のガイドラインの趣旨を踏まえ、「カスタマーハラスメントへの対応に関する基本方針」を策定しました。本法人は、カスタマーハラスメントハラスメントに関し、以下のとおり方針を明確化し、教職員等に対し、周知・啓発します。

1.本法人におけるカスタマーハラスメントの定義

本法人の教職員に対する要求・言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境を害するもの

2.本法人における対象となるカスタマーハラスメント行為の例

以下は例示であり、これらに限られるものではありません。

⑴ 言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

ア そもそも要求に理由がない又は本法人における教育研究活動と全く関係のない要求（性的な要求、教職員のプライバシーに関わる要求 等）

イ 本法人の設置する学校の教育研究活動及び学校運営の範囲を著しく超える要求（担任交代の要求、業務時間外に対応を強いる等）

ウ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求（成績改ざん、学納金の減額、卒業・推薦の保証要求等）

エ 相当性を欠く賠償要求

⑵ 手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

ア 身体的な攻撃（暴行、傷害等）

イ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要、盗撮、人格否定、SNS 等のインターネット上での誹謗中傷やプライバシーに係る情報の投稿等）

ウ 威圧的な言動（暴言、怒鳴り声、机を叩く等の威嚇行為）

エ 継続的、執拗な言動（同様の質問を執拗に繰り返す、話のすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立て、同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつける等）

オ 拘束的な言動（不退去、居座り、深夜・早朝の連絡、長時間の電話等）

3.本法人におけるカスタマーハラスメントへの対応

学生・生徒・園児ならびに教職員の安全と尊厳を守り、穏やかな教育環境を維持するため、社会通念上許容される範囲を超えた不当・過剰な要求や、威嚇・暴言・長時間の不当な拘束等に対しては、学校として組織的かつ毅然とした対応をとらせていただきます。行為が継続される場合や、特に悪質な事案が生じた場合には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携して対処することがありますので、あらかじめご了承ください。

4.具体的な取り組み

（1） ハラスメントに関する相談体制の整備

（2） 警察や弁護士等、外部専門家との連携

（3） 教職員の保護、メンタルケアが必要となった場合、相談対応等の措置

（4） 研修の実施および再発防止措置の実施

5.保護者・関係者の皆様へ

この方針は、教職員の安全を守り、学生・生徒・園児の健全な成長と教育の質を守ることを目的に策定したものであり、皆様との信頼関係を大切にしながら、より良い教育環境の実現を目指すものです。皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2026 年 10 月 1 日

学校法人　滋賀学園